

第1章 總則

令和7年度福島県水防計画書

第1章 総則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づき、洪水、津波又は高潮等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する目的で策定されるものである。

なお、この計画は、福島県地域防災計画一般災害対策編第3章災害応急対策計画の部門別計画として、水防活動に関する事項について県防災会議の審議を経て知事が定めるものである。

第1節 水防計画の概要

県内各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

第2節 水防の責任

1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（市町村）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 県の水防責任

県は水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第3節 指定水防管理団体

水防法第4条に基づき知事が指定した水防管理団体は、次ページに示す。

○ 指定水防管理団体

福島県報告示第306号 平成18年3月28日

| ※注 管 内 事 務 所 名 | 団 体 数 | 市 町 村 名 | 地 方 振 興 局 区 分 |
|-------------------|-------|-------------------|-----------------|
| 県 北 建 設 事 務 所 | 1 | 福島市 | 県 北 地 方 振 興 局 |
| 保 原 土 木 事 務 所 | 3 | 伊達市、国見町、桑折町 | |
| 二本松土木事務所 | 2 | 二本松市、本宮市 | |
| 県 中 建 設 事 務 所 | 1 | 郡山市 | 県 中 地 方 振 興 局 |
| 三 春 土 木 事 務 所 | 3 | 田村市、三春町、小野町 | |
| 須 賀 川 土 木 事 務 所 | 2 | 須賀川市、鏡石町 | |
| 石 川 土 木 事 務 所 | 1 | 石川町 | 県 南 地 方 振 興 局 |
| 県 南 建 設 事 務 所 | 4 | 白河市、中島村、西郷村、矢吹町 | |
| 棚 倉 土 木 事 務 所 | 3 | 塙町、棚倉町、矢祭町 | |
| 会 津 若 松 建 設 事 務 所 | 3 | 会津若松市、会津坂下町、会津美里町 | 会 津 地 方 振 興 局 |
| 宮 下 土 木 事 務 所 | 2 | 昭和村、柳津町 | |
| 喜 多 方 建 設 事 務 所 | 1 | 喜多方市 | |
| 猪 苗 代 土 木 事 務 所 | 1 | 猪苗代町 | 南 会 津 地 方 振 興 局 |
| 南 会 津 建 設 事 務 所 | 1 | 南会津町 | |
| 山 口 土 木 事 務 所 | 1(1) | 只見町（南会津町） | |
| 相 双 建 設 事 務 所 | 3 | 相馬市、南相馬市、新地町 | 相 双 地 方 振 興 局 |
| 富 岡 土 木 事 務 所 | 4 | 浪江町、富岡町、広野町、双葉町 | |
| い わ き 建 設 事 務 所 | 1 | いわき市 | い わ き 地 方 振 興 局 |
| 勿 来 土 木 事 務 所 | (1) | (いわき市) | |
| | 37 | 13市21町3村 | |

注：ダム管理・港湾建設事務所を除く

第4節 指定水防管理団体の水防計画

水防法第33条の規定により、指定水防管理団体は、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をおく市町村である指定水防管理団体にあっては当該市町村防災会議の審議を経て本計画に基づく水防計画を樹立し、直ちに知事に届出（建設事務所長に届出）を行わなければならない。また、水防計画は毎年出水期までに作成し、内容に変更がなくとも水防協議会に諮らなければならない。

なお、水防協議会条例及び水防計画書の例を参考資料P-386～390に示す。

第5節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

水防法第14条及び第15条の規定により、市町村防災会議は、水防法第14条第2項第1号に定める河川（以下、洪水予報河川、水位周知河川という。）及び、水防法第14条第2項第3号に定める河川（以下、小規模河川という。）の浸水想定区域が指定・公表された場合は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を河川ごとに講じなければならない。

浸水想定区域が指定・公表された洪水予報河川、水位周知河川及び小規模河川を下記に示す。

○洪水予報河川・水位周知河川

| | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|---------|
| 県北建設事務所管内 | 八反田川、松川、天戸川、大森川、濁川、広瀬川、伝樋川、東根川、滝川、佐久間川、産ヶ沢川、杉田川、安達太良川、油井川、五百川（※） | 計 15 河川 |
| 県中建設事務所管内 | 釧路堂川、逢瀬川、社川（※）、大滝根川、今出川、北須川、右支夏井川、谷田川、藤田川、笹原川、滑川、牧野川、桜川 五百川（※） | 計 14 河川 |
| 県南建設事務所管内 | 阿武隈川、久慈川、川上川、社川（※）、谷津田川、堀川、隈戸川 | 計 7 河川 |
| 会津若松建設事務所管内 | 湯川、宮川 | 計 2 河川 |
| 喜多方建設事務所管内 | 田付川、長瀬川、大塩川、濁川、日橋川 | 計 5 河川 |
| 南会津建設事務所管内 | 伊南川、阿賀川 | 計 2 河川 |
| 相双建設事務所管内 | 宇多川、小泉川、請戸川、高瀬川、新田川、小高川、真野川、富岡川、木戸川、地蔵川 | 計 10 河川 |
| いわき建設事務所管内 | 夏井川、仁井田川、好間川、新川、藤原川、鮫川、蛭田川、大久川、滑津川、矢田川 | 計 10 河川 |

※ 他管内と重複する河川

○小規模河川

| | | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 県北建設事務所管内 | 水原川、摺上川、米川、須川、立田川、小国川、古川 | 計 7 河川 |
| 県中建設事務所管内 | 天神川、堀越川、紫川、八島川、御祭川、金波川、竜田川、第二竜田川、町尻川、樋渡川、実沢川、鈴川 | 計 12 河川 |
| 県南建設事務所管内 | 外面川、谷津田川放水路、黒川、千歳川、根小屋川、矢祭川 | 計 6 河川 |
| 会津若松建設事務所管内 | 古川、銀山川、山入川、野尻川 | 計 4 河川 |
| 喜多方建設事務所管内 | 押切川、姥堂川、三の森川、境見川、宮古川、酸川、一ノ戸川、奥川、長谷川、四岐川、原川 | 計 11 河川 |
| 南会津建設事務所管内 | 館岩川、西根川、高野川、観音川、加藤谷川、水無川 | 計 6 河川 |
| 相双建設事務所管内 | 椎木川、前川、飯崎川、北鳩原川、川房川、立田川、山田川、金剛川、原川、平沢川、川内川、小白井川、檜生川、長綱川 | 計 14 河川 |
| いわき建設事務所管内 | 小玉川、小久川、山口川、吉野谷川、宝珠院川、釜戸川 岩崎川、馬渡川、水野谷川、湯本川、湯長谷川、四時川 余木田川、山田川、渋川、高倉川、袖玉山川、白岩川 原高野川、赤沼川、三夜川、末続川、宮川、高野川、弁天川、諏訪川、神白川、渚川、荷路夫川、上遠野川、根本川、入遠野川、折松川 | 計 33 河川 |